

都市公共政策ワークショップ I 議事録

開催日時： 2011年6月24日（金）18：30～21：00 場所： 107教室

テーマ： 大量失業時代に「権利としての労働」を考える

講師： 首都圏青年ユニオン書記長 河添誠氏

1. はじめに

8年間アルバイトを続けていた若者が、ハローワークで「SHOP99」の正職員となり、入社後、半年で店長に。過労死ラインを超える労働時間が続き、体が動かなくなり、病院で重いうつと診断され、提訴。「名ばかり管理職」である事例の判決直後のビデオを見る。

2. 大量解雇は仕方なかったことなのか？

- ・2008年末～2009年初めの「年越し派遣村」にはマスコミ報道もあり、ほとんどお金を持たない人たちが500名を超えて集まった。
- ・製造業では在庫を持たない、毎月、増減ある生産方式をとっており、ラインでの組み立てを、正社員、契約社員、派遣社員が仕様に合わせた同じ作業を行う。利益を最大化する解雇は違法となる。休ませると、賃金保障が必要となり、それを免れるため、派遣会社と雇用契約を結んだ労働者派遣が行われている。
→派遣切りでは、解雇手続きを取らず、退職(自己都合)の合意書が取り交わされている
- ・労働者の調整弁とされる派遣切りは2008年以前も、今も行われている。派遣を切られると次の工場を求めて派遣の仕事をつないでいたが、リーマンショックの影響で次の派遣先が見つからず、多くの人が職を失うこととなった。
- ・ドイツでは政労使同意が行われ、生産調整→解雇→政策的な手当と、秩序をもって進められる⇔日本は無秩序に派遣切りが進められている。
- ・手持ちが少ないと礼金・敷金が負担となり、アパートが借りることができない。借りたとしても、すぐにお金が入る週払い、日払いの仕事となり、貧困から抜け切れなくなる。
- ・初期費用不要の寮は、厳しい労働条件の仕事へ人を集める、一つの仕掛けとなっている。
・・・経済的強制があり、労働選択の自由意志がない状況となっている
- ・労働者派遣法の抜本的な改正、社会保障のあり方を問題にしていく必要がある

3. 失業率の高さ≠貧困拡大

- ・派遣は賃金水準が低く、生活費が賄えず、ワーキングプアとなる。
- ・解雇、劣悪な労働現場で離職すると、収入が全く無くなる。
- ・フランスやドイツでは失業率が高くても、失業者への所得保障があるために貧困率はそれほど高くはない。日本の貧困率14.9%と、ほとんど手当てがない。

4. 雇用保険の立て直しが必要

- ・1980年頃の日本は約60%が雇用保険の失業給付を受けていたが、ここ30年間に激減している。非正規雇用が拡大しているにもかかわらず、それに対応した雇用保険制度になっておらず、日本では77%も失業給付を受けていない失業者となっている。

- ・全年齢階層の失業率は5%だが、20代は9%と高い。
- ・失業をすると、半失業・半就労状態となり、また、失業するという繰り返しとなる。失業者に手当をしないと、生活は立ち行かなくなる→生存権の問題である。
- ・労働力の安売り競争になり、労働市場の底辺が下がっていく。それが標準化すれば、安売り競争が進み、労働条件がさらに悪化する。

5. 職業能力の養成

- ・失業時には生活保障のもと、職業訓練を受けることが必要であり、技能を持たない人が技能を持つことで、社会的にもプラスとなる。
- ・どんな仕事をするのか、どういう職業訓練が必要か、計画的に、地域ごとに、中小企業や団体、行政が話し合い、社会的な人材を作っていないと、貧困の問題は消えない

6. 権利としての労働の意義

- ・憲法28条で、勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権が保障されている
- ・日本労働組合法は民主的であり、企業外の労働組合の一員となり、正規、非正規の雇用撤回、賃下げを撤回する団体交渉が可能となっている
 - ・・・労働者権利を主張して次のステップに向かうことが重要である。

7. よりよい社会を目指す運動が必要

- ・すき家ではリニューアルオープンを理由に、アルバイトを大量解雇した。残業代が払われていなかったが、労基法違反としてユニオンにより、1万人以上のアルバイトに残業代が支払われることとなった。
- ・労基法違反ケースを徹底的になくし、最低限の底上げをする
- ・憲法27条にある、勤労の権利とは、人間らしいまともな仕事に就く権利である。平和運動、反貧困運動、社会保障運動によって、安定した雇用、社会保障のある、「新しい福祉国家」を作っていくことが大事である

質疑応答)

Q. 既存の労組との関連は？ 連合、労働組合との関連、位置づけは？

A. 日本は企業内労働組合であり、非正規の大量雇い止めを支えるよりは、安定した労使関係の維持が中心となっている

Q. 派遣村の問題の大きさは認識しているが、企業のアウトプットのみ出てくるのはなぜ

A. 労働組合運動が弱く、日本では政労使合意が成立していない。

Q. 劣悪な労働条件における業種の偏り、構造的な問題があるのか

A. 多店舗でチェーン展開をしているところは総じて労働条件が悪い傾向がある。規模の拡大と効率化によって過労死が多い。労災認定ケースを公開するだけで状況が変わるのではないか

Q. 裁判費用はどうしているのか。職業訓練の進め方は？

A. 首都圏ユニオンは組合費や支える会費、専従者を置くためのカンパ網、若手顧問弁護団の格安弁護費用によって賄っている。職業訓練は計画的に仕事を作り、労働者の数、労働者の質を考え、職業訓練をし、マッチングすることが大事である。

Q. 自治体の労働相談をどう見るか？ 使用者への労働法教育はだれが主体となるべきか

A. 相談窓口は多種多様が望ましく、統一した相談 DAY 等のキャンペーンが図れるといい。
また、社会保障、労働法は学校教育(教養)と取り入れていくことが求められる。